

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月19日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	岐阜県
3. 市区町村名	美濃市
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	120-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.mino.gifu.jp/pages/20673">http://www.city.mino.gifu.jp/pages/20673</a>

執行機関名 美濃市長

不妊治療費用の補助に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	不妊治療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	98	
③番号法別表第2の項	120	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		美濃市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 第2の項 不妊治療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年五月三十日法律第五十号）第1条	美濃市特定不妊治療費助成事業実施要綱 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、難病（発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいう。以下同じ。）の患者に対する医療その他難病に関する施策（以下「難病の患者に対する医療等」という。）に関し必要な事項を定めることにより、難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び難病の患者の療養生活の質の維持向上を図り、もって国民保健の向上を図ることを目的とする。	第1条 不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精（以下「特定不妊治療」という。）については、1回の治療費が高額であり、その経済的負担が重いことから十分な治療を受けることができず、子どもを持つことをあきらめざるを得ない者も少なくないことから、特定不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図り、もって子どもを産み育てやすい環境づくりの推進を目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		美濃市特定不妊治療費助成事業実施要綱

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の3 項 1 号	美濃市特定不妊治療費助成事業実施要綱第2条第1項第4号
②事務の内容	難病の患者に対する医療等に関する法律第六条第一項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	特定不妊治療に要する費用の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の3 項 1 号 ハ	美濃市特定不妊治療費助成事業実施要綱第2条第1項第4号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請に係る指定難病の患者、当該患者の保護者又は支給認定基準世帯員に係る市町村民税に関する情報	助成を受けようとする夫及び妻に係る市町村民税に関する情報
備考		